

八王子市親子つどいの広場事業実施要綱

平成 19 年 4 月 2 日 施行
平成 20 年 4 月 1 日 改正
平成 20 年 12 月 1 日 改正
平成 21 年 3 月 30 日 改正
平成 22 年 3 月 23 日 改正
平成 23 年 3 月 22 日 改正
平成 24 年 10 月 25 日 改正
平成 26 年 3 月 11 日 改正
平成 27 年 4 月 1 日 改正
平成 29 年 4 月 1 日 改正
令和元年（2019年）5月1日改正
令和4年（2022年）1月17日改正
令和5年（2023年）4月1日改正
令和6年（2024年）4月1日改正
令和7年（2025年）4月1日改正
令和8年（2026年）4月1日改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市親子つどいの広場(以下「親子つどいの広場」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本事業は、概ね3歳未満の乳幼児（以下「乳幼児」という）とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場を設置することにより、子育てについての相談、情報提供及び援助等を行い、地域における子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

（実施主体）

第3条 親子つどいの広場の実施主体は、八王子市とする。ただし、市長は事業の運営の全部、又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等に委託して事業を実施することができるものとする。

（対象者）

第4条 親子つどいの広場の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 八王子市に居住する乳幼児とその保護者等
- (2) 八王子市に居住する出産を控えた妊婦及びその配偶者等
- (3) 市内に勤務する者及びその監護する乳幼児
- (4) その他市長が認めた者

（実施場所）

第5条 親子つどいの広場事業を実施する施設の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

（実施日）

第6条 親子つどいの広場は、原則として土曜日と日曜日のいずれか一方または両方を含む週6日以上開設するものとする。

（開館時間）

第7条 親子つどいの広場の開設時間は、原則として午前9時30分から午後4時30分までと

する。ただし、市長が必要と認めたときは、開設時間を変更することができるが、6時間以上を確保するものとする。

（事業内容）

第8条 親子つどいの広場において実施する事業は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- （2）子育てに関する相談及び援助の実施
- （3）地域の子育て関連情報の提供
- （4）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- （5）地域の関係機関及び子育て支援団体等と連携した事業
 - ア 多世代との継続的な交流の取組
 - イ 伝統文化等を活用した親子支援の取組
 - ウ 地域資源の発掘及び育成に関する取組
 - エ 訪問支援等による利用困難家庭への支援
- （6）利用者支援事業（基本型）の実施
- （7）その他必要な事業

2 前項に掲げる事業に加え、子育て支援機能の充実を図るため、一時預かり事業を実施するものとする。

- （1）一時預かり事業は、保護者の用務その他の事由により家庭における保育が一時的に困難となった児童について、一定時間適切な環境で預かることにより、育児負担の軽減及び福祉の向上を図ることを目的とする。
- （2）対象者は、市内に住所を有する満1歳から3歳未満の児童とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。
- （3）本事業は、親子つどいの広場旭町にて日曜日及び祝日に実施する。
- （4）利用者は、別表2に定める費用を負担するものとする。

（職員の配置）

第9条 親子つどいの広場には、子育てアドバイザーを2名以上配置するものとする。

- 2 子育てアドバイザーは、利用者に対し助言及び交流支援等を行うものとする。
- 3 利用者支援事業を実施するため、専門職員を常時1名配置するものとする。
 - （1）専門職員は、所定の研修を修了した者とする。
 - （2）必要な実務経験は次のとおりとする。
 - ア 有資格者 1年
 - イ 無資格者 3年

（関係機関との連携）

第10条 関係機関と連携し、事業の円滑な実施に努めるものとする。

（利用の手続）

第11条 親子つどいの広場を初めて利用しようとする者は、八王子市親子つどいの広場利用登録届（様式第1号）を提出したうえで、登録カードの発行を受けるものとする。

- 2 2回目以降の利用は、来館者名簿（様式第2号）に登録番号等必要事項を記入の上利用するものとする。

（親子つどいの広場事業の運営）

第12条 親子つどいの広場事業は、原則として無料とする。

- 2 市長は、管理運営上支障があると認める場合は、利用を制限することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

この要綱は、平成23年3月22日から施行する。

この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年（2019年）5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）1月17日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条 関係）

施設名称（愛称）	所在地
八王子市親子つどいの広場東町（くりちゃん広場）	八王子市東町 5－6 クリエイトホール 1 階
八王子市親子つどいの広場旭町（ゆめきっず）	八王子市旭町 1－1 セレオ八王子北館 7 階
八王子市親子つどいの広場大和田（ことことひろば）	八王子市大和田町 5－10－2 SYOJIビル 2 階
八王子市親子つどいの広場堀之内（CacheCache）	八王子市堀之内 3－29－16 金子スポーツ堀之内ビル 1 階
八王子市親子つどいの広場南大沢（おひさま広場）	八王子市南大沢 2－16
八王子市親子つどいの広場西八王子（さんさんひろば）	八王子市散田町 3－16－20 シャトレ西八王子 1 階
八王子市親子つどいの広場館（ハッピー広場）	八王子市館町 156 館事務所 2 階
八王子市親子つどいの広場元八王子（ぽかぽか）	八王子市大楽寺町 419－1 元八王子事務所 2 階
八王子市親子つどいの広場川口（PaoPao）	八王子市川口町 3838 川口やまゆり館 2 階
八王子市親子つどいの広場みなみ野（にこにこひろば）	八王子市みなみ野 6－1－1
八王子市親子つどいの広場石川（ころころ広場）	八王子市石川町 481 石川事務所 2 階

別表 2（第 8 条 第 2 項 関係）

利用時間	利用料金
90 分	1,000 円

様式第 1 号（第 11 条第 1 項関係）

八王子市親子つどいの広場利用登録届

登録番号		登録日	年	月	日
お子さんの氏名		お子さんの生年月日			
(ふりがな)		令和 (年)			
		年 月 日			
住所					
八王子市					
保護者の氏名		本日の付き添い者			
(ふりがな)		母 ・ 父 ・ 祖母 ・ 祖父			
		その他()			
連絡先電話番号		左記で連絡が取れない場合の緊急連絡先			

様式第2号（第11条第2項関係）

親子つどいの広場

来館者名簿

令和 年(年) 月

	登録番号	お子さんの氏名	付添者	来館時間	退館時間
例	9000000	はちおうじ こたろう	母・父・祖母・祖父・その他	9：00	12：00
1			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
2			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
3			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
4			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
5			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
6			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
7			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
8			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
9			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
10			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
11			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
12			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
13			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
14			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
15			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
16			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
17			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
18			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
19			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
20			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
21			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
22			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
23			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
24			母・父・祖母・祖父・その他	：	：
25			母・父・祖母・祖父・その他	：	：